

## 別表一 一般建築物石綿含有調査者 受講資格区分

※下記のいずれかの条件を満たすこと。①以外は**実務経験証明書**を忘れずに持参してください。

区分番号	学歴・実務経験等	各種証明書
①	石綿作業主任者技能講習を修了した者(経験年数不問)	・修了証の原本とコピー
②	建築に関して <b>11年以上</b> の実務経験を有する者	・実務経験証明書
③	学校教育法による <b>大学</b> (短期大学を除く)において、 建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・卒業証明書の原本とコピー ・実務経験証明書
④	学校教育法による <b>短期大学</b> (修業年限が3年のものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、 建築に関する正規の課程、又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く) を修めて卒業した後、建築に関して <b>3年以上</b> の実務の経験を有する者	
⑤	学校教育法による <b>短期大学</b> (同法による専門職大学の前期課程を含む) 又は <b>高等専門学校</b> において、建築に関する正規の課程、又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、建築に関して <b>4年以上</b> の実務の経験を有する者	
⑥	学校教育法による <b>高等学校</b> 又は <b>中等教育学校</b> において、 建築に関する正規の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して <b>7年以上</b> の実務の経験を有する者	
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による、 <b>改正前</b> の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる <b>特定化学物質等作業主任者技能講習</b> を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して <b>5年以上</b> の実務経験を有する者	
⑧	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して、 <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・証明書類の写し ・実務経験証明書
⑨	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官、 又は同項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官であった者	
⑩	労働基準監督官として <b>2年以上</b> その職務に従事した経験を有する者	

※受講資格は「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」で定められています。

## 別表一 工作物石綿事前調査者 受講資格区分

※下記のいずれかの条件を満たすこと。①以外は**実務経験証明書**を忘れずに持参してください。

区分 番号	学歴・実務経験等	各種証明書
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の原本とコピー
②	工作物に関して <b>11年以上</b> の実務経験を有する者	・実務経験証明書
③	学校教育法による <b>大学</b> (短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・卒業証明書の原本とコピー ・実務経験証明書
④	学校教育法による <b>短期大学</b> (修業年限が3年のものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、工作物に関して <b>3年以上</b> の実務の経験を有する者	
⑤	学校教育法による <b>短期大学</b> (同法による専門職大学の前期課程を含む)又は <b>高等専門学校</b> において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>4年以上</b> の実務経験を有する者	
⑥	学校教育法による <b>高等学校</b> 又は <b>中等教育学校</b> において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>7年以上</b> の実務経験を有する者	
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による、 <b>改正前</b> の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる <b>特定化学物質等作業主任者技能講習</b> を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して <b>5年以上</b> の実務経験を有する者	
⑧	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して、 <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・証明書類の写し ・実務経験証明書
⑨	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官であった者	
⑩	労働基準監督官として <b>2年以上</b> その職務に従事した経験を有する者	

※受講資格は「工作物石綿事前調査者講習登録規定」で定められています。

# 別表一 船舶石綿含有資材調査者受講資格区分

※下記のいずれかの条件を満たすこと。①以外は**実務経験証明書**を忘れずに持参してください。

区分番号	学歴・実務経験等	各種証明書
①	労働安全衛生法に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の原本とコピー
②	船舶の製造、解体、改修に関して <b>11年以上</b> の実務経験を有し、登録講習を修了した者	・実務経験証明書
③	学校教育法による <b>大学</b> 又は <b>高等専門学校</b> において、造船に関する学科を習得して卒業	船舶の製造・解体・改修に関して <b>3年以上</b> の実務経験  船舶の製造・解体・改修に関して <b>5年以上</b> の実務経験  船舶の製造・解体・改修に関して <b>7年以上</b> の実務経験  船舶の製造・解体・改修に関して <b>7年以上</b> の実務経験
④	学校教育法による <b>大学</b> 又は <b>高等専門学校</b> において、航海、機関、機械、電気、建築、土木、航空に関する学科を習得して卒業	
⑤	学校教育法による <b>大学</b> において、造船に関する学科及び、造船に関する学科に準ずる学科以外の学科を習得して卒業した後、小型船造船業法施行規則により国土交通大臣の登録を受けた講習（登録講習）を修了した者	
⑥	学校教育法による <b>短期大学</b> において、造船に関する学科に準ずる学科を習得して卒業	
⑦	学校教育法による <b>短期大学</b> において、その他の学科を習得して卒業した後、登録講習を修了した者	
⑧	学校教育法による <b>専修学校</b> において、造船に関する学科を習得して卒業	
⑨	学校教育法による <b>高校</b> 又は <b>中学校</b> において、造船に関する学科を習得して卒業	
⑩	学校教育法による <b>高校</b> 又は <b>中学校</b> において、造船に関する学科に準ずる学科を習得して卒業	
⑪	学校教育法による <b>高校</b> 又は <b>中学校</b> において、その他の学科を習得して卒業した後、登録講習を修了した者	
⑫	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による、改正前の労働安全衛生法に掲げる、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	
⑬	海事行政（船舶に関するものに限る）、環境行政（石綿飛散防止に関するものに限る）に関して、 <b>2年以上</b> の実務経験を有する者	・証明書類の写し ・実務経験証明書
⑭	労働基準監督官として <b>2年以上</b> 職務に従事した経験を有する者	
⑮	労働安全衛生上第九十三条第一項の、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官である者又はこれらであった者	
⑯	小型船造船業法第十条第一項に規定する主任技術者の経験を有する者	・実務経験証明書
⑰	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三条第一項に規定する、有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者	・資格を証明できるものの原本とコピー
⑱	登録規程第二条の一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者	

※受講資格は「船舶石綿含有資材調査者講習登録規定」で定められています。